

京都家庭裁判所委員会（第19回）議事概要

1 日時

平成24年12月5日（水）午後3時から午後5時まで

2 場所

京都家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

稲垣恭子，内田雅子，岡田愛，草地邦晴，駒木根徹，白神恵子，内藤卓，
並木正男，波床将材，林隆憲，藤田信宏，松村淳子（五十音順，敬称略）

（京都家庭裁判所職員）

小野木家事部総括裁判官，谷口少年部上席裁判官，有田首席家庭裁判所調査官，山田家事首席書記官，松本少年首席書記官，新美次席家庭裁判所調査官，渡部主任家庭裁判所調査官，田中事務局長，美濃部事務局総務課課長補佐，大浦事務局総務課庶務係長

4 テーマ

社会における面会交流と家庭裁判所が果たすべき役割

5 意見交換（ は委員長， は委員。 は裁判所からの説明）

本日の委員会のテーマは，社会における面会交流ということと，それに対する家庭裁判所のサポート，家庭裁判所の果たすべき役割ということですが，さらに2つに分けていけば，社会内における面会交流をやっていくための態勢といたしますか，どのようなものが必要なのかということと，それに対して家庭裁判所がどのような形でサポートして関わっていただけるのか，どういう役割を果たしていくのかと，こういうところだと思います。どちらの観点からでも結構ですし，先ほどの説明をお聞きになったの御感想でも結構ですので，どなたかから御発言いただければと思います。

まず質問ですが，面会交流の調停事案について，京都家裁でどれぐらいの件数があるのかということと，あと実際の調停は具体的にどのような形で進んでいくのか。その際に子供さんの意見というのはどういう形で，どのように吸い上げていかれるのかという部分を具体的に教えていただければと思います。

統計的なことですが、今手元の方で数値がわかりますでしょうか。

当庁で申し立てられた面会交流の件数ですが、平成13年が90件で、平成23年が233件ということで2倍以上に増えています。

実際に、具体的にどのように調停を進めていくのかということについてはどうですか。

まず第一に、当事者であるお父さん、お母さんの話し合いというところから始まりますが、調査官がおりますので、子供に直接会って、どういう状況や心情にあるかということ把握します。子供の意向というのは年齢にもよりますが、いろいろなケースがありますが、やはり相手方（非監護親）から言えば、監護している親の意向を受けているのではないかという疑問がどうしても払拭できないというところがあります。家庭裁判所の調査官は、そういうことに関して、もちろん直接的に話を聞くだけというようなことはなく、いろいろな動作とか、お母さんならお母さん、お父さんならお父さんと一緒にいるときの状況等を踏まえて、子供がどういうふうにその親と親和しているかというようなことを報告したり、いろいろな聞き方、あるいは調査の仕方によって子の意向を把握しているということになるかと思えます。

また、そういうことを経て、ある一定期間面会交流が実現できていない場合は、裁判所の中で試行的な面会交流をしてみて、そのときの子供と非監護親との交わりのあり方を見ながら、頻度も含めて、どのような面会交流をしていけばいいのかということ、当事者でまず考えてもらって結論へ導いていく。もちろん調停がうまくいかなければ審判という形で裁判所が判断をするという形になってはいますが、先ほどの説明でもございましたように、父母が納得して協議離婚した場合の方が面会交流を続けるという意味ではすぐれているというか、数値的には高いということですので、やはり、家庭裁判所でも調停合意による解決というのを、まず第一に目指して進めているというのが現状かと思えます。

その面会交流、子供のためと言いながら、実際親の都合がかなり優先していくのかなという感じがしましたので、実際に子供さんの意向というのはどれくらい、100%本当に子供の意向が優先されているのかという

ころを知りたかったのです。子供さんからすると、月に何回とか決められること自体が本来普通ではないと思いますので。本来子供が会いたいときに会える仕組みづくりというのが、どうやっていけば実現するのかなというあたりかなと思います。

御指摘のように、一番理想の面会交流というのは子供が会いたいときに自由に会うということだろうと思います。

ただ、残念ながら親が争っているという中で、それが実現できていないときに、どのようにしたらそういう理想に近づけるかということになるわけですが、できるだけそういう縛りがない約束をするというのが次のステップだと思います。けれども、紛争性が高ければ高いほど、そして、審判という形で最終的に決めるというようなことになれば、もう条件的には非常に厳しい条件と言いましょか、細かいところまで決めてその履行を命じる。もし履行しなければ間接強制という形で強制執行により実現させていくということです。自由に会わせることができればそれに越したことはない。だんだん厳しい条件をつけながら、それを国の強制力をもって会わせるような形に持っていくというような構図になろうかと思います。

また、子供の年齢が高くなれば高くなるほど塾へ行くだとか、いろいろな子供同士のつき合いがあるだとか、制約が出てきます。子供は野球をしたいと言っているとか、ピアノをしたいとのことで時間がとれないとかいうことがあります。それをどういうふうに把握するかです。まさに、それが非常に難しいところで、親が言わせている、あるいは子供というのは親の意向を微妙に感じ取ってそういう発言をする場合もあります。

何と言っても大人が考えて子供のためになるだろうと思ってやっていることなので、子供は本当はどう思っていると言われるとなかなか難しいところはありますが、学問的・科学的な研究とか、そういうところから、やはり両親そろって育ててもらった方が発育等については良い、非監護親との面会交流をしている方が良いというような統計もありますし、基本的には面会交流を続けたほうが子供の成長にとって、あるいは子供の福祉にかなうものであるということは恐らく間違いないのではないかとあって、無理のないようにということを進めています。

その調査官の方の調査といいますか、子供さんの意思確認というのは調停の期日の都度行われている、要は複数回行われているということですか。

子供の意思確認といいますか、子供の調査というのは、それが必要なときに行いますが、そう何度も同じことを子供に聞いていくということは、それは一方では子供にとって負担になるということもあります。その意味で、できるだけ少ない回数でいろいろなことが聞けるような形、特に子供自身が親の影響、監護している親の影響というのを受けやすいことでもありますので、子供がリラックスした形で、できるだけ自分の本心を言えるような形、あるいは言葉だけではなくて、それ以外のところの非言語的な体の動きとか表情とか、いろいろなものも含めまして、できるだけその子供の表しているものを酌み取るということをしております。調停期日の中で、まずはできるだけ早い時期に、その子供の意向といいますか、気持ち、心情を酌み取って、それを調停に戻しまして、その当事者双方にも子供の立場に立って考えていただいて、協議をするということになります。ただし、紛争性が高い場合、あるいはその後いろいろな事情が新たに主張された場合には、必要に応じて、また子供に会うということも場合によってはあります。

調停期日の都度子供さんも同行されているのですか。

いえ、裁判所へ調停の都度来ていただくということはありません。むしろ調停と調停の間、調停以外のときに調査官が家庭を訪問して、家庭でその子供と会うということが多いかと思います。ただ、子供の年齢等に応じて、裁判所で、その調停とは別のときに1対1でお話しをして聞く、大きい子供であれば会話、言語のところ为中心になりますし、小さい子供であればプレイルームという子供が遊ぶような部屋で少し遊んだりして、リラックスしながらその子の気持ちを聞くということもあります。ですから、調停の場に連れてくるということではありません。

調査官の方の子供さんへの意思確認が比較的一回で終わっているんじゃないかということで、特に小さいお子さんの場合、一回の意思確認では不十分ではないのかというようなことをちょっと小耳に挟んだものですから、質問させていただきました。

それから、別の質問ですが、調停が成立した後の条件変更の調停の申立というのもあると思いますが、それは大体どれぐらいの件数出ているのですか。

条件変更の調停自体が、それだけで統計がございませんので、お答えできないところです。

一回の意思確認では不十分じゃないかというところですが、例えば家庭に行って、まず子供と仲良くなって、その後でもう一回会う、あるいはその家庭ではなくて、例えば監護親の影響がある、一緒に住んでいる親御さんの影響があるという場合でしたら、家庭で仲良しになった後で裁判所で、中立的な場所で確認するというようなことも必要に応じてしております。

年齢に応じた条件などを取り決められているというお話しですけど、特別にお子さんが小さい、2歳とか3歳とかの場合は、未成年である期間というのはかなり長期にわたりますので、おっしゃられていたような長期にわたる履行の確保というのが難しいということはわかります。そうすると、年齢に応じたということになりますと、3歳の時点で適当な条件と、例えば10歳で適当な条件と15歳でのそれと変わっていくと思うのですが、その最初の3歳の時点で取り決めた条件というのは、10歳の時点とか15歳の時点とかを見据えたような内容、あるいは適時に条件変更ができるような取り決めになっているのかと。いわゆる子供の成長段階に応じて、そういった条件内容を変えられるような調停内容になっているのかといったところをお聞きしたいのですが。

そういう長期的なことまでを考慮に入れた決め方は難しいのが実情と思います。まずは、当面の面会交流を実現させ、その中で自然に当事者間の合意によって協議ができれば、必要に応じて、調停で決まった内容を変えていくこともできるわけです。条項の中にそういう条項を入れる場合もありますが、もしそれで話し合いができなければ、また当事者が申し立てをするということです。

ただ、全く直接的な面会交流が実現できないような場合に、間接的な面会交流というか、写真を送ったり、通知表を送ったり、子供の状況を監護親が非監護親に送ったりということを何カ月か続けて、その後で直接的な

面会交流を実施しましょうというような取り決めをする場合もありますし、そういう形で何回か行った後で、もう一度協議しましょうというような条項にする場合もあるかと思えます。

条件変更の調停の申し立てというのが子供を監護する側の親が、監護していない側の親に会わせないために使われているような印象を受けるのですけれど、長期にわたる履行の確保という観点からすると、その子供の年齢、成長に応じたしかるべき条件に変えるという部分をもうちよっという方向で活用されてもいいのではないかと思います。そうすると家庭裁判所も、ある意味継続的に関わっていけると考えますが、どうでしょうか。

一定の事件については一定の決着といえますか、結論が出た段階で一応終了することになりますので、例えば何年か後に、先ほども話がありましたけれども、お子さんの状況が変わったり、当事者の状況も変わりますから、それに応じていろいろ変更があって、当事者で話し合いをする。それで話し合いとしてはなかなか難しいということであれば、裁判所に申し立てただけならば、その段階での状況変化に応じて、また話し合いで、それに応じた意向確認をしたり、意向調査をしたりするということで新しい条件をまた作っていくということは当然あり得ることだろうと思えます。それは調停調書の中に入れたりとか、取り決めをある程度しなくても当然の前提にはなっているところだとは思いますが。ですから、一旦それぞれの段階では、形としては一旦は終了していく形になりますので、裁判所が継続的に関わっていくというわけにはなかなかいかないのかなと思うのですが。

年齢に応じた取り決めをなさっているということであれば、その子供の成長段階に応じて条件というのは当然変わっていくべきじゃないかと思えますので、そういった意味合いで条件変更の申し立て等がもうちょっと使われてもいいかと思えますし、そもそも、その取り決めの中にそういう成長に応じて条件が変わっていく、あるいは適時に変えることができるような合意内容にしておくというのが望ましいのではないかと考えまして、質問させていただいた次第です。

わかりました。ありがとうございました。

他の方にも御意見を伺いたいと思えますので、いかがでしょうか。

いろいろとお話を伺っている限りですが、やはり組織の問題もありますので、長期間ずっと、子供さんが成人するまでの間見守り続けるというのは、事実上現段階では極めて困難なのかなという実感があります。

弁護士も離婚が成立するまでの間は携わって、しばらくの間は間に入って日程調整ぐらいはしてくださるみたいですがけれども、やはり弁護士だって、事件として扱う部分がもうなくなればお仕事は一応一旦終わりということになるわけで、それは逆に申しますと、一番最初のその離婚する段階で子供のために面会交流というのがいかに大事かということを、しっかりと御両親に御理解いただく必要があると思います。

今でも相当程度裁判所の皆様が頑張っておられるとは思いますが、ちょうど今日いただいた京都弁護士会のアンケートの1ページ目の一番下のところに、まさにあるとおりなのですが、親については自分の信頼できる弁護士なり誰か代理人を立てて紛争に当たるわけですが、その子供を代弁してくださる方は誰なのかといたら、もう裁判所の方しか事実上おられないというのが現状だと思います。

友人の弁護士、女性ですけれども、彼女いわく、自分は子供はいないけれども、やはり子供にとって面会交流というのはものすごく大事だと思うから、相当程度時間をかけて必死になって、特に女性側からの依頼が多いので、母親としてやっぱり夫に対していろいろ言われたりして、紛争性が高いので弁護士さんのところへ来ているのですが、それでも母親としての面を捨ててはいけないよと。親である以上、やっぱりその子の成長を見守るためにお父さんにはちゃんと会わせなさいということを頑張って説得しているのに、なかなかやっぱり自分は代理人で、信頼関係を壊すところまでは踏み込めないと。やはり裁判所の方で強く面会交流の大切さというのをもっともってほしいんだけど、なかなかそれを彼女が思うほど裁判所の方で、何というか、ビデオとかは見せてはくださるみたいだけれども、自分ほどは説得はしてくれていないというようなことで、ちょっと不満を漏らしていたんです。それで、そうだなと、じゃあ今度行ったときにお伝えしておきますというような話をしていたのです。

あともう一つ、この場を借りてなのですが、これも本当に偶然ですが、

私の教え子が研究室に来たときに、将来家庭裁判所の調査官になりたいと。まだ1回生ですけど、なぜって聞いたら、その子は小学校のときに御両親が離婚されたのですが、そのときに会った調査官の方がとても印象的で、2回しか会えなかったけれども、自分のことをすごく心配してくれて、彼女にとってはすごくその調査官が頼もしかったそうなんです。その思いがあるので、法学部に行って調査官になりたいとのことで、もうその段階で自分の進路を決めて今一生懸命努力しているんですね。調査官というのがやはりその子供、そのときの彼女にとってはすごく助けになったという。たった2回の出会いだっただけですけど、ある意味調査官の皆様が彼女の人生を決める大きな役割を果たしてくれていたもので、そういう意味でも調査官の役割というのは非常に大きいと思います。ですから、長期にわたっての子供さんに対する見守りが本当は望ましいのですけれども、それがなかなか難しいという状況であるのならば、本当に最初の段階で子供さんの利益をぜひ守っていただくよう、強く盾になっていただけたらなという要望をお願いしたいと思います。

先ほどのパワーポイントで御説明いただきました資料でもって、最後の方でいろいろな問題点や課題も指摘されておりましたから、繰り返しになる部分があるのですが、私は二つの点を申し上げます。

一点目は、子供の成長に合わせた継続的なフォローの必要性、成長に合わせた社会的なインフラの整備、こうしたものが必要ではないかと思えます。

今日のテーマが社会における面会交流ということで、家庭裁判所が果たすべき役割の前に、社会における面会交流はそもそもどうあるべきなんだということが挙げられているわけですが、京都弁護士会から御提供いただいた資料の2ページ目の上から2段目のところに、面会交流に關与する公的制度が家裁のみという現状は非常に問題というふうに挙げております。継続的に双方の親の間に入って面会交流実現をサポートする公的仕組みが不可欠、そのようなサポートがないため、家裁が審判を下せず、長期放置されている案件があると。これはそういう事実があるのかもしれませんが、家裁のみでは足りないということで、家裁自身問題提起すべきではないか

というところが指摘されておりますが、家庭裁判所が果たすべき役割とあえて言うならば、その社会的インフラの整備についてデータをお持ちの家庭裁判所が、そのデータをもとにして、このように急増している現状からすると、社会的なインフラの整備は喫緊の課題であるといったようなことを提言いただくのが一つのポイントではないかと思えます。

これについては、例えば成年後見制度だとか、あるいはちょっと視点を変えますと、介護保険の制度だとか、そうした社会的に最近整備されてきた制度というのは、社会のニーズがそういったところに非常に集中していったわけですね。ですから、そういうところからこの面会交流というのが、言葉の問題は別として、子供たちの利益を守るという観点からすると、子供たちを放っておけないというところが一つの大きなテーマではないかと思えます。

二つ目に指摘したいことは、親への教育です。

この実際のデータからしましても、親の年齢は大体30台からせいぜい40台前半ではないかと思えます。まあ言ってみれば、まだ成熟していない親という事例が非常に多いんじゃないかと感じます。したがって、家庭裁判所におけるそういう調停なり審判なりの事例になって紛争性の高いものであればあるほど、親が未成熟な人が多いのではないかというふうに想像するんですが、そうしたところを実際の現場にいらっしゃる方の御意見もお聞かせ願えればと思うのですが。ともかく調停なり、離婚案件で出てきたような場合とか、あるいは協議離婚であっても、その際に子供さんをどのようにしていくのですかといったときに、面会交流に関する子供への接し方、そうしたものの親への教育というのが非常に重要になってくると思えます。

先ほどあったような継続的なフォローについても親がどのような状況で面会交流を履行しているか。そして、その履行の結果、よくなっていればいいですけども、そうでない場合には適切なアドバイスができるような仕組みが必要ではないかと思えます。

アメリカにおけるペアレンティングコーディネーターという制度が日本にも導入されて、そうしたものが社会的に認知されるような、公的資格に

なるかどうかは別としましても、そういう立場の人が親への教育も携わるというようなことができればと思います。現状として、弁護士で携わっていらっしゃる先生方が紛争の終結をもってそこで終わりということになってしまう。それではやはり子供の教育、さらには親への教育が行き届かないのではないかと思いますので、この点を指摘させていただきます。

アメリカとは制度が違って、アメリカには調査官がおりませんので、そういうコーディネーターのところへ裁判所から行きなさいということで行かせるとか、いろいろなところで関与をさせているということだと思います。

フォローというのなかなか難しいところがあると思いますが、そういう関心を持っていただいて、先ほどお話に出たように、調停の中で単に結論を導くというだけではなくて、結論が決裂したとしても、その中で親がそういういろんな子供に対しての思いをはせるというような、教育というべきかわかりませんが、調停を通じて面会交流の意義、子にとっての重要性、実施に当たっての配慮事項などについて理解を深めていただくということ、それが成立しなくても有用であるということは十分理解しているつもりです。

ただ、離婚というその紛争が必ずしも未熟な人たちだけに起こる問題ではないと思います。非常に知識も教養もある方の中でも、離婚という問題に直面する方はたくさんいらっしゃいますし、そういう渦中において子供に対する配慮まで目が行き届かないという人たちが非常に多いのではないかと思います。

誰も人の親ですから、子供がかわいくないわけではないので、そういうことに目を向けさせるということが非常に大事なことであろうと。その上で、長期的なことについて調停の中で結論として固めてしまうというのは、これから未来のある子供たちが成長していく中で、むしろ無理に取り決めてしまう方が私はおかしいというふうに思っています。最初に申し上げましたように、自由に会えるというのが子供にとって一番いいことであって、それに向けて親は一旦裁判所が決めたことを遵守しながら、その中で子供のことを思って、子供のために行動して、その条件を変えていく。裁判所

が仮に審判で命じたとしても、その条件を当事者が合意で変えることは自由なので、最初に決まったことをずっと守らないといけないというふうには思っておりませんし、当事者もそうだろうし、全てが大きくなったらまた面会交流の調停を申し立てるわけではない。その中でいろんな解決を当事者は考えていくというふうに思っております。

今の御指摘と少し関わることがあるので申し上げたいのですが、もともと利害が対立するという形であるので、なかなか微妙なところがあると思うのですが、愛情とか、そういう感情の問題の受容とかすり合わせというのは大事だと思いますが、親が別々になって違う生活をしているときに直面することというのは、例えば非常に経済的な状況が違うとか、相手はまた新しい家庭をつくっていて、その関係の中でもまた自分の立ち位置を見つけなきゃいけないとか、そういう社会関係の学習の側面というのはかなり大きいかなと思います。それが、例えば経済的に低い方だと、向こうに行ったらすごく楽しいんじゃないかという疑心暗鬼もあるでしょうし、そういうこともあると思うので、何か感情の受容とかだけではなくて、マナーといいますか、そういうのをもう少し明確化するとか、親に対する教育というときに何かそういう形でうまく続いていくようなマナーのところを割と意識してやる方がいいのではないかなということ、まあもうやっておられるんだと思いますけれども、そういうことを感じました。

それと、あまりうまくいかなかったとしても、家裁実務が先行してやっているということは私はすごく良いのではないかなと思うのは、今日も授業で話が出たのですが、私と学生の関係ってちょうど親子ぐらいになってきまして、嫌ではないんだけど、我々の年代の人と話すのが嫌というわけじゃないんだけど、全然しゃべらないのですよね。実際に会うと。私のおいなんか、何か私が行くと何もしゃべらないのですよね。一問一答みたいになって、私が何か聞いたら答えるというだけで、それで嫌なのかなと思うとそうでもないというので、どうしてかなと聞いたら、学生は自分たちにとっては親以外で親の年代の他人と話す機会がないから何を言ってもいいかわからないという。どういうふうな言葉でどのように接して、どういうマナーが適切なのかというのがわからないので非常に戸惑うということ

言っていました。親であるとか肉親に会って愛情を確認するという側面もありますけど、いろんな違いというか、社会的な他者の違いというのを学習する機会でもあると思うので、そのあたりを意識すれば広い意味ではうまくいかないからといって後退するというよりも、やっぱりうまくいくようにしていくというのがいいのだろうなと思いました。

面会交流そのものが子の利益ということでやろうという話の部分で、子の利益って一体何ぞやと考えていかなきゃいけないのかなと思います。

私どもは相談所ですので、虐待であるとか、DVであるとか、そういう意味では児童福祉というのをベースに仕事をする状況ですけれども、先ほどの説明の中で制限すべき理由というところで、DVなり虐待というのが例に挙がっていたのですが、例えばその虐待ということで考えると、虐待である程度もう児童相談所が関わっているような事例が、恐らく、調停もしくは裁判という形になっていくかと思いますが、そのあたりの線引きといますか、子の利益のところでのあたりにどう線を引かれるのか。何か基準というか、何かあるのでしょうか。個々の事例ごとという形になるのでしょうか。全ての虐待事案が面会交流なしというわけではないと思うのですが、そのあたりの、例えば虐待のアセスメントをした状態で重度と言われるようなものについてはもう面会交流はない。むしろ軽度と言われるような、危惧とか軽度になると面会交流がといった、一定のそういう参考的なものがあるのかどうかというのをまず教えていただきたいと思います。

なかなか明快な基準というのはありません。先生おっしゃいますように、非常に軽いものといいますが、その場合であればその方法を考えたり、あるいはもちろん虐待なりDVの子供さんへの影響はどうかということを中心に考えますので、例えばDVがあったら一概に制限するというものではありません。

ただその基準がないものですから、本当に個々の事例で、例えば過去のそういうふうな事例だとか、あるいは子供さんの反応とか、そういうふうなことを個々に見ながら決めている、あるいはその話し合いの方向性を決めているというのが実情かと思います。

そうすると、多分その子供の利益というのをどこでどんなふうにやっぱ

り判断するかというのが大きな要素になるのかなと思います。

私どもDVのところで、一時保護をする機能を持っているのですが、その一時保護所の子供たち、いわゆるDVの同伴児童なんですけど、見ていますと、3週間、いわゆる配偶者、私どもは今女性の保護所ですから、父親のほうと別れた状態のところに来ていた子供たちを見てみると、その3週間の中でやっぱりすごく精神的、身体的に安定していく様子が、たった3週間しかいないのですが、手にとってわかります。DVの事例でよく配偶者の方が、ちょっと私がお会いできないから面会交流をとというのがありますが、そういう意味では子供にとってもすごくマイナスになっている面、心理的虐待のところでは精神発達上いかななものかと思えるものもあるのが現実なんですね。そうすると、子の利益というのを一体どこで判断するのかというのが、相談所、福祉の立場で見ていると、やっぱりすごく疑問に思うところがあります。

そういう意味では離婚の中で、協議離婚される場合はある程度夫婦間で協議して、子供についてのことも考えてというのだろうと思うのですが、とりわけ裁判までいくようになったときに、じゃあ子供自身の視点をどこで持っていただくのかというのから見れば、先ほどから出ているような、子供の調査のあり方であるとか、あるいは子供の代理人であるとか、子供の利益ということを使うのであるならば、そのあたりを重点的に考えて面会交流に取り組んでいただければと思います。

先日調停委員を卒業したばかりですので、まだ家裁のほうに足を突っ込んだままの状態では意見が出てしまうかもしれませんが、家裁では事件が終了したら、そこで一旦切れてしまうということは先ほどからおっしゃっているところです。

私、若いころに大変気になりまして、離婚する、親権者がこの人ということで、事件が終わってしまうのは非常に不思議に、心配に思いまして、子供さんについての追跡の調査はしないのですかということをお聞きしたことがありました。そしたら追跡調査というのはしませんと。心配なのですがというような話をしましたら、その時点で最良の判断をしようとしていますということで、納得したようなしないような、それからは追跡の調査とか

いうことは出さなくなっただけなんですけども、そういうところだろうと思います。

そして今いろいろ裁判所としてもお考えになっておられるのは、そういう社会的なインフラにも乗り込んでいこうか、それともやっぱり家裁は家裁で、決めるというところにとどまろうかというところなのかということだとおもいます。

それからもう一つは子の福祉です。私も子の福祉という言葉をぼろぼろ出しながら調停の場に臨んでいたのですが、実際、子の福祉はと言われると、おどおどしてしまうところもありました。そんなときに先ほど調査官の方が、いろんな年齢の子供さんの意思を確かめられるときに、例えば言語がある子供さんと、まだ言語のないというのは大きく二つに分けられると思うんですけれども、何か持っておられるスキルを具体的に紹介していただけたら少し納得できるんじゃないかと思いました。調査官の方が非常に活発に動かれるということですので、何かスキルを、ちょっとこんな場合はこんなのを教えていただけるといいなと思いました。

弁護士会で会員からアンケートをとった結果につきましては資料をお配りいただきましたので、これをごらんいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

私の方から2点ほど質問させていただければと思います。

この面会交流については法律ができて、今家庭裁判所でも非常に積極的に取り決めを行うように進めていただいているというふうに認識をしておるところですけれども、このアンケートの回答にもありましたが、実際その取り決めた内容が現実になかなか履行が進んでいないというところが一つの問題になっていると思っております。

それで、これを進めるためには、やはりどうしても父母の間の葛藤が非常に強いケースですと、当事者間だけで面会交流を実現するのがなかなか難しいということがあって、間に第三者的な立場の人が入ってサポートしていくという態勢が必要なのかなと思っているのですが、先ほど御報告をいただいていた中で、ちょっと興味深く思ったのですが、お寺さんを利用させてもらって、その面会をやるというような仕組みをお聞きしまして、

これは、例えば審判であるとか、調停が成立した後の面会交流の実現にこういうのを利用されているとか、家庭裁判所が何か積極的にアプローチしておられるとか、そういう御趣旨だったのでしょうか。もう少し詳しくお聞かせいただければなということと、他にも、本来ですと家裁の手を離れた後になるのかもしれないのですが、その段階での面会交流の実現のために何か関与をされているというようなことがありましたら、ぜひ教えていただきたいというのが一つです。

それともう一つは、決めた内容が実現しないという際に、家庭裁判所のほうから履行の勧告をするということがあろうかと思えます。実際この履行の勧告というのはどれぐらいの件数というか、それがなされているのかということをお聞きしたくて、その上での実効性ですね、履行勧告による実効性がどれぐらいあるのかということ、それから履行の勧告に当たっては勧告の内容として、家裁のほうとしては具体的にどういう内容の働きかけをされているのかということです。

幾つか御意見、御質問をいただきましたので、順番にお話しいたします。まず、子供の調査についてスキルを少し何かあればということについてです。その子供の言葉が出るか出ないかというところと、それから一番微妙なのは言葉が出るけども、例えば18歳、19歳のように、よく状況を認識して、将来的なことも考えて発言しているかどうかというふうなところも入ってくるかなと思います。そのような意味で、言葉でももちろん会話できる子にはそうはいたしますけれども、それだけではなくて、例えば一緒に絵を描くとか、物をつくったりする、あるいは、例えば親御さんとの交流の場面を見るとか、いろいろな形で行います。その他、絵の中でもいろいろな心理的な検査も使ったり、物を作っていく中で、あるいはその中で人形なども使っているいろいろお話をしていく、あるいはその中でその子の父親像、母親像を探っていくというようなこともしています。

あとお寺さんのお話もいただきました。家裁で行っているのは試行的な面会交流と申しまして、まず取り決めまでの間に、その不安がある方について、第一歩は家庭裁判所プレイルームの中で行うのですが、そこは部屋の中という制約もございまして、より実際に近い形でということでお寺に

御協力をいただきまして行っているというのがこの永観堂での試行です。今のところは試行という段階でしておりますが、期待といたしましては、例えばそこでの試行が非常に当事者の方にも良かったということであれば、取り決めの後は私どもはこうしろということとは言えませんが、当事者の方がお寺とお話をしていただいて、あるいは依頼していただいて、その後引き続き使わせていただくようなことがあれば、だんだん社会的な資源としても広がっていくのではないかなということは期待しています。

その他には特に社会的なサポートとしての働きかけというところではありませんが、他の公的な施設を使いまして面会交流の試行をすることによって、少しでもその当事者の方にそういうふうな使い方があるということをお紹介して、その取り決めの後でも使っていただくという形で、事件の中での審理を通じてそういう働きかけをしているところです。

履行勧告のデータについて御説明させていただきます。

調停で決めたことが守られていないという場合に、家庭裁判所がその履行を促すという制度が履行勧告という制度です。養育費などの履行勧告が主ですけれども、面会交流などについても勧告が利用されております。統計上、面会交流だけでなく子供の引き渡しなども含む統計になっていますが、そうした子供に関する履行勧告は、全国で平成23年に約1,600件ということになっておりまして、10年前が約600件ですので、2.5倍に増えていると言えます。

具体的に履行勧告について、どのような活動をしているかということをお申しますと、養育費等の履行勧告の場合は基本的に電話、書面等でのやりとりが主ですが、面会交流の場合はやはりそこで滞った事情だとか、そこにおけるお気持ちだとか、お子さんの状況等、かなり詳しく把握する必要性が高い事案が多いものですから、ただ電話だけで連絡とるだけでは解決しない場合が多くて、履行勧告の中でも裁判所に双方当事者にそれぞれ来ていただいてお話を伺う等する場合があります。

ただ、あくまで調停で決めた事項の任意の勧告を促す手続ですので、それで解決する割合は約3割程度と言われておりまして、そこで解決しない場合は、例えば調停条項が現実に即していない、それがお子さんの成長に

即して合わなくなった，あるいはそのまま履行できない事情が生じたということがございますので，先ほど御指摘があった再度の面会交流の調停といった形で解決を図っていただく場合もあります。

今のところですけど，そういったような履行勧告などの場合に，例えば F P I C みたいなものだとか，そういうものを御紹介されたりとか，その次にまた調停してみたらとか，そういうような何かサジェスションというか，御案内みたいなことはされているのでしょうか。

勧告で済まない場合は，やはり再度の調停の促しということをしていただくことは頻繁にございます。ただ，F P I C の利用まで具体的に促しているかと申しますと，私の経験上はそれほどなくて，やはり F P I C の場合は通常調停を経て家庭裁判所で試行している事案をお受けいただく場合が多いものですから，ある程度道筋が調停などでついた後で F P I C の利用につながるということが通常のパターンですので，履行勧告の段階でそれを促すと，調停条項でない形で F P I C を使うことになり，それはあまりやったことがないように感じております。

以上をもちまして本日の京都家庭裁判所委員会を終了させていただきます。長時間にわたり，どうもありがとうございました。